



平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名	東京応化工業株式会社
代 表 者 名	取締役社長 中村洋一
コード番号	4186 (東証第一部)
問 合 せ 先	広 報 部 長 赤 間 廣 TEL (044) 435 3000

## 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について

当社は、本日開催の当社取締役会において、株券等の保有割合を 20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為または結果として株券等の保有割合が 20%以上となるような当社株券等の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為（注）」といい、大規模買付行為を行う者および行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本方針は、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 76 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様のご賛同を得るため議案としてお諮りすることとし、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には自動的に廃止されるものいたします。

### 1. 本方針の目的と基本的な考え方

当社は、昭和 15 年の創業以来、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」を経営理念とし、社会とともに発展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。また、当社では平成 15 年度を初年度とし本年 3 月末日を最終年度とする中期計画第 2 次「tok チャレンジ 21」を策定し、過去最高の利益をキャッチアップするプロセスの構築とグローバル市場で勝ち残る企業の実現に向け、微細加工技術の多角的展開、海外展開の強化、経営基盤の強化といった諸施策に取り組み、着実に成果をあげてまいりました。さらに、本日公表いたしました中期計画第 3 次「tok チャレンジ 21」におきましては、「高い CSR（企業の社会的責任）意識の下、顧客満足に徹し、技術の進化と人材開発に挑戦し、継続的に利益の出せる会社を構築する。」をスローガンに、第 2 次中期計画で築き上げてきた土台をステップに過去最高益の更新を目標に掲げ、業績、ブランド力、企業の社会的責任を高める施策を有機的に結合させることにより、企業価値の持続的な拡大を進めていくことを計画しております。この計画を実践していくためには、中長期的観点から成長分野へ経営資源を継続的・重点的に投入し、競争の激化、ユーザーニーズの高度化・複雑化にいち早く対応できる企業体質を作り上げる必要があります。また、当社は、長年にわたり国内外の取引先や従業員等の利害関係者と良好な関係を築き上げてきたほか、独自に蓄積した技術資源と新技術をダイナミックに組み合わせることにより当社のコア技術である微細加工技術を進化させるなど、当社の事業特性を十分に生かした経営を行っ

てまいりました。したがって、大規模買付行為後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、利害関係者との良好な関係が破壊され、技術資源や新技術が流出することは、当社の企業価値を著しく毀損することになります。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には、当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えておりますが、叙上の事業特性を十分に理解することなく当社の企業価値を向上させることは困難でありますので、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

これらを考慮し、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断ができるようにするため、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を定めることといたしました。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。

また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、一定の対抗措置を講じることが出来るものとします。

## 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものであります。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

### (1) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、株主の皆様との判断および当社取締役会の検討・評価のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)をご提供いただきます。

大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を実施しようとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を実施する旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。

意向表明書には、大規模買付者の名称および住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要、大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の数、ならびに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後 5 営業日以内に、当初提供いただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報のみでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提出された大規模買付情報は、株主の皆様の判断のため、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

大規模買付者およびそのグループの詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

大規模買付行為の目的、方法および内容（買収対価の種類・金額、買付の時期、買付資金の裏付け、既に保有する当社株券等に関する担保設定状況、当社の資産または今後取得する当社株券等に関する担保設定予定、時期、取引の仕組み等を含みます。）

買付価格の算定根拠（算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為その他一連の取引によるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容

大規模買付者に対する資金の供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針および事業計画

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠

当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

その他、当社取締役会または特別委員会が必要と判断する情報

## (2) 当社取締役会による検討・評価

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には 60 日間で、その他の大規模買付行為の場合には 90 日間で、当社取締役会における検討、評価、交渉、意見形成および必要に応じて代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて特別委員会または外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件改善、代替案の提示または下記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合には、当社特別委員会の勧告に従い、必要な範囲で

取締役会評価期間を延長することができます。この場合、当社の取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに情報開示を行います（なお、さらなる期間の延長を行う場合も同様とします。）

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（取締役会評価期間内に大規模買付者から当社の取締役会に提出された情報が株主の皆様の判断および当社取締役会の検討・評価のために必要な大規模買付情報として不十分である場合を含みます。）には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、当社取締役会がその時点で相当と判断したものを選択することになります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙 1 に記載のとおりであります。新株予約権の取得の条件、新株予約権の行使期間および行使条件（大規模買付者およびそのグループは、当該新株予約権を行使できないものとするなど）その他の新株予約権の内容は、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買収提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っていると思われる場合（いわゆる、グリーンメーラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させ

るなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売抜けをする目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合

大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）

大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、取引先、顧客、地域社会、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想され、当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

#### 4. 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合であっても当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損するおそれがあるため一定の対抗措置をとるべきか否かについては、当社取締役会が最終的に判断を行います。当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置します。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、当社社外監査役、当社補欠監査役（ただし、社外監査役の要件を満たす者）ならびに社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から選任されるものとします。

特別委員会は、その判断が当社株主共同の利益および当社企業価値の維持・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、特別委員会の当初の委員は、別紙2「特別委員会の委員の略歴」に記載のとおりであります。

## 5. 対抗措置発動の手続き

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続きを経ることとします。

- (1) 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問します。
- (2) 特別委員会は、この諮問に基づき、上記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対応方針に従って対抗措置の発動の是非について判断し、当社取締役会に対して勧告を行います。
- (3) 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。
- (4) 当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、当社取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数により決定することとします。また、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値に与える影響等を検討するものとします。

## 6. 株主および投資家の皆様に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものであるため、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと判断されるか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、上記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載した対抗措置をとることが

ありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および東京証券取引所の上場規則等に従って、適時・適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。仮に、別紙 1 の内容の新株予約権の無償割当てが行われる場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることにより、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなるため、格別の不利益は発生しません。ただし、割当期日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）および当社が新株予約権を取得する日までに、大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

ただし、大規模買付者およびそのグループについては、大規模買付ルールを遵守しない場合や大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起するものであります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として考えられるもののうち、別紙 1 の内容の新株予約権の無償割当てが行われる場合には、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受け、また、当社が取得の手続きをとることにより、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなるため、申込みや払込み等の手続きは必要ありません（ただし、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとらなかった場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。なお、その場合の払込金は 1 株当たり 1 円等の名目的金額となる予定です。）

ただし、この場合、当社は、かかる株主の皆様に対し、別途、ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

また、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。）

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うこととなった際に、法令および東京証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

## 7. 本方針の有効期間および廃止

本方針の有効期間は、平成 21 年の当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本定時株主総会において、本方針について出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。また、有効期間満了前であっても、本定時株主総会またはその後の当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で本方針は廃止されます。

## 8. その他

(1) 本方針は、本日開催された当社取締役会において、全取締役の賛成により決定されたものであり、社外監査役 3 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的な運用が適正に行われることを条件として、本方針に賛成する旨の意見を述べました。

(2) 当社の取締役の任期は現状 2 年ですが、経営環境の変化への迅速な対応と責任の明確化の観点から、これを 1 年とする定款変更議案を本定時株主総会においてお諮りする予定であります。

したがって、かかる定款変更議案が承認可決された場合、取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本方針の継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対しまして、株主の皆様が意思が反映できることとなります。

さらに、当社取締役会は、法令改正、今後の司法判断の動向および東京証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益および当社企業価値の維持・向上の観点から、必要に応じて本方針の見直し等、適宜・適切な措置を講じてまいりたいと存じます。その際における本方針の変更は、都度株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得たうえで行うことといたします。

## 9. 参考資料

ご参考資料として当社の株式の状況（平成 18 年 3 月 31 日現在）を添付しております。なお、詳細につきましては、別紙 3 に記載のとおりであります。

以 上

(注)本書において、「大規模買付行為」とは、以下 または に該当する買付等をいうものとします。

当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%(または、当社取締役会が別途これより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合)以上となる買付等

当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%(または、当社取締役会が別途これより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合)以上となる公開買付け

---

<sup>1</sup> 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。

<sup>2</sup> 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。

<sup>4</sup> 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>5</sup> 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。

<sup>6</sup> 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。

<sup>7</sup> 証券取引法第27条の2第7項に定義されます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

(別紙 1)

## 新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

### 1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当期日における当社の最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の無償割当てを行うため、払込みを要しない。

### 5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 7. 新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者<sup>8</sup>、(ii)その共同保有者<sup>9</sup>、(iii)特定大量買付者<sup>10</sup>、(iv)その特別関係

<sup>8</sup> 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%（または、当社取締役会が別途これより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合）以上である者もしくは20%（または、当社取締役会が別途これより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合）以上であると当社取締役会が認めた者をいう。

<sup>9</sup> 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される者および同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。

者<sup>11</sup>、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者<sup>12</sup>は、新株予約権を行使することができないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 8. 当社が当社普通株式を対価として新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社は、当社取締役会において定める取得日が到来したときに、新株予約権（ただし、上記「7. 新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）を取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、別途調整がない限り当社普通株式1株を交付することができるなどの条件を付した取得条項を定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、当社が無償で新株予約権を取得することができる事由および取得の条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

---

<sup>10</sup> 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%（または、当社取締役会が別途これにより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合）以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

<sup>11</sup> 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。

<sup>12</sup> ある者の「関連者」とは、特別委員の同意の下、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

(別紙2)

特別委員会の委員の略歴

(五十音順)

氏名 (生年月日)	略歴
小杉 丈夫 (昭和17年3月23日生)	昭和43年4月 大阪地方裁判所判事補 昭和47年7月 米国(ボストン)ロース・アンド・グレイ法律事務所夏期研修員 昭和47年9月 釧路地方・家庭裁判所判事補 昭和49年5月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 昭和49年6月 松尾法律事務所(現 弁護士法人松尾綜合法律事務所)入所 現在に至る 昭和50年8月 米国(ニューヨーク)ミルバンク・トゥード・ハドレイ・アンド・マックロイ法律事務所研修員 昭和51年8月 フランス(パリ)エス・ジー・アーチバルド法律事務所研修員
羽山 幸男 (昭和16年5月17日生)	昭和39年4月 東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)入社 平成5年6月 同社取締役金融法人部長 平成6年6月 同社取締役千葉本部長 平成8年6月 同社常務取締役 平成10年7月 同社常務取締役東北本部長 平成11年6月 同社専務取締役首都圏第一本部長 平成13年6月 株式会社東京海上キャリアサービス(現 株式会社東京海上日動キャリアサービス)取締役社長 平成17年6月 当社監査役 現在に至る 平成18年3月 国際保険株式会社監査役 現在に至る
檜垣 不二夫 (昭和22年9月27日生)	昭和46年4月 三菱信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 平成11年6月 同社取締役大阪営業第1部長 平成13年6月 同社執行役員大阪営業第1部長 平成14年8月 菱進不動産株式会社専務取締役 八重洲興業株式会社取締役社長 平成14年9月 菱進ホールディングス株式会社取締役 現在に至る 平成15年4月 菱進都市開発株式会社専務取締役 平成15年6月 当社監査役 現在に至る 平成17年8月 菱進都市開発株式会社取締役社長 現在に至る 平成17年10月 三創産業株式会社取締役会長 現在に至る

氏 名 (生年月日)	略 歴
藤 原 憲 一 (昭和 15 年 1 月 14 日生)	昭和 38 年 4 月 東京証券取引所入所 昭和 42 年 7 月 アーサーアンダーセン会計事務所(現 あずさ監査法人)入所 昭和 45 年 5 月 公認会計士登録 昭和 48 年 6 月 監査法人サンワ事務所(現 監査法人トーマツ)設立時、社員 昭和 51 年 4 月 同監査法人代表社員 平成 5 年 6 月 監査法人トーマツ代表社員東京事務所経営委員 平成 11 年 6 月 同監査法人代表社員本部経営会議メンバー 平成 13 年 6 月 同 監 査 法 人 代 表 社 員 本 部 Executive Management Member (東京事務所地区代表社員) 平成 16 年 6 月 同監査法人代表社員 平成 17 年 7 月 公認会計士藤原憲一事務所 所長 現在に至る 三井倉庫株式会社監査役 現在に至る
牧 野 二 郎 (昭和 14 年 9 月 10 日生)	昭和 42 年 12 月 株式会社牧野フライス製作所入社 昭和 49 年 5 月 同社取締役企画部長 昭和 52 年 3 月 同社取締役営業本部長 昭和 53 年 7 月 同社常務取締役営業本部長 昭和 54 年 6 月 同社専務取締役営業本部長 昭和 57 年 10 月 同社専務取締役技術本部長 昭和 60 年 6 月 同社取締役社長 現在に至る

(注 1) 羽山幸男および檜垣不二夫の両氏は、当社の社外監査役であります。

(注 2) 藤原憲一氏は、本定時株主総会において当社の補欠監査役(補欠の社外監査役)に選任される予定であります。

(注 3) 牧野二郎氏は、本定時株主総会において当社の取締役(社外取締役)に選任される予定であります。

以 上

(別紙3)

当社の株式の状況(平成18年3月31日現在)

1. 会社が発行する株式の総数 197,000,000株  
2. 発行済株式の総数 47,600,000株

(注)平成17年10月7日付をもって、自己株式を消却したことにより、「会社が発行する株式の総数」および「発行済株式の総数」は、前期末に比べそれぞれ3,000,000株減少しております。

3. 株主数 9,641名  
4. 大株主(上位10名)

氏名または名称	所有株式数(千株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,281	6.89
明治安田生命保険相互会社	2,148	4.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,583	3.32
リヨウコエイチグレイ	1,474	3.09
株式会社横浜銀行	1,283	2.69
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,207	2.53
伊藤毅雄	1,000	2.10
財団法人東京応化科学技術振興財団	984	2.06
三菱UFJ信託銀行株式会社	953	2.00
三菱UFJキャピタル株式会社	859	1.80

(注1)当社は、自己株式を861千株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(注2)所有株式数につきましては千株未満の端数を、また、割合につきましては小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。

以上